

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により、業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年3月15日

鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務（以下「本件業務」という。）

(2) 業務の目的

本件業務は、「第36回全国健康福祉祭鳥取大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）」（以下「大会」という）の開催に合わせ、県産の食を中心とした魅力発信イベントを実施し、大会を盛り上げるとともに、全国から集結する大会関係者等に食パラダイス鳥取県をはじめとした豊かな鳥取の魅力を発信することにより、県民と大会関係者の交流を促進し、鳥取ファンを増やし、販路拡大や観光等の誘客に繋げることを目的とする。

※「第36回全国健康福祉祭鳥取大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）」の概要は別紙1を参照のこと

(3) 業務の内容 別添「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

大会西部会場（米子コンベンションセンターで地域文化伝承館など文化・健康関係のイベントを開催）周辺における物販・飲食ブース等の設置・運営、イベントの開催による賑わい創出及びイベント情報の発信

(4) 業務期間 契約締結日から令和7年1月31日まで

(5) 予算額 金7,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集方法

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和6年3月25日（月）午後3時までに、様式第1号「参加申込書」を電子メール又はファクシミリにより6の場所に提出すること。

(7) 実施要領等の交付

本実施要領及びこの公募型プロポーザルに関する書類は、令和6年3月15日（金）から同月25日（月）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kenminfukushi/>）から入手するものとする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 本件業務の企画書の提出日から遡って5年間の間に、国内大手企業（国内の証券取引所に株式を上場している企業）又は官公庁等から、当該業務と同様のイベント企画・運営業務の受注実績を有すること。

(4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

(5) 令和6年3月15日（金）から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 令和6年3月15日（金）から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日におい

ても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

- (1) 企画書を審査するため、「令和 6 年度鳥取県西部地区ねりんピック賑わい創出事業に係る業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「令和 6 年度鳥取県西部地区ねりんピック賑わい創出事業に係る業務委託プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は 5 名（2 名以上の鳥取県職員以外の学識有識者を含む。）の審査員で構成する。
- (3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 参加申込者が多数（7 者以上）の場合は、7 の提出書類による書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者 6 者を決定する。

4 選定方法

プレゼンテーション実施後、審査要領の審査表に示す審査項目について各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行う。最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。

5 評価方法

企画書の評価は、2 の参加資格要件を満たしている者の中から、次の項目について評価する。

- (1) 企画内容（集客力、食パラダイス鳥取県の PR、独自企画、幅広い層への PR 等）
- (2) 業務遂行体制
- (3) 類似業務の実績
- (4) 効果測定の方法

6 書類の提出先及び問合せ先

この公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目160番地

鳥取県西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム

電話 0859-31-9606 ファクシミリ 0859-31-9794

電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

7 提出書類

(1) 企画書 6 部

ア 企画書は、A4 サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。なお、企画書は企画力を審査するためのものであり、記載内容は契約内容を拘束しないものとするが、実現性が担保されるものであること。

(ア) 本件業務に対する基本的な考え方

(イ) イベント企画の提案（物販・飲食ブース等の設置・運営など）

(ウ) 情報発信に関する提案

(エ) 業務実施体制（組織体制、主要スタッフの類似業務経験が分かるもの）

(オ) 類似業務の実績

※本件業務の企画書の提出日から遡って過去 5 年以内に行った同レベルの業務内容の実績

を記載すること。

(カ) 効果測定についての考え方及び方法

(2) 会社概要 6部

様式及び記載内容は任意とする。

(3) 見積書 6部 (押印は不要)

ア 様式は任意とする。

イ 1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

※上記書類一式をPDFファイルに変換し、同ファイルをDECO Driveの方法又は記録した電子媒体を郵便等の方法により6の場所に提出すること。

※提出された書類は、原則として返却しない。なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定により公文書の開示の対象になるため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

※企画書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和6年3月27日(水)午後5時まで電子メールにより6の場所に提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。質問内容については、令和6年4月5日(金)までに逐次インターネットの鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課(<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kenminfukushi/>)のホームページで公開する。

8 企画書の提出

(1) 提出場所 7の提出書類を6の場所に提出すること。(郵便等の方法による提出可)

(2) 提出期限 令和6年4月16日(火)午後5時必着

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和6年4月23日(火) ※時間は別途通知する。

(2) 場所 鳥取県米子市糺町一丁目160番地 西部総合事務所(予定) ※場所は別途通知する

(3) 実施方法等

同日、別途通知する時刻までに受付をすること。

プレゼンテーションは一提案につき20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。なお、参加申込者が多数(7者以上)の場合には、書類審査にて選抜された提案者のみプレゼンテーションを実施する。

10 企画書の提出期限・審査のスケジュール

令和6年3月15日(金) プロポーザル公募開始

3月25日(月) 参加申込書提出期限

3月27日(水) 質問期限

4月16日(火) 企画書の提出期限

4月19日(金) プレゼンテーション(審査会)の案内送付

4月23日(火) プレゼンテーションの実施

4月25日(木) 以降 審査結果の通知及び契約の締結

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方(以下「受託者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金

額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであり、知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 その他

(1) 企画書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 個人情報の取扱い

受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては仕様書別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(5) その他

鳥取県議会令和6年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、この公募型プロポーザルを中止し、その旨を参加申込者に通知する。